

デロイト トーマツ チャイナ ニュース

中国の投資・会計・税務情報

Vol.157 December 2015

Contents

投資情報

ネガティブリスト制度の導入について.....2

税務情報

ハイテク企業に対する重点検査結果の公表

～デロイト中国発行「Tax Analysis」～4

国家税務総局が企業所得税の優遇政策事項の処理弁法を公布

～デロイト中国発行「Tax Newsflash」～8

投資入門 Q&A

独資企業 VS 合併企業.....11

中国の投資 会計 税務 Q&A 《第6版》 発刊のお知らせ14

中国業務に関する主なお問合せ先.....15

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、下記の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味していますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいませようお願い致します。

発行人: デロイト トーマツ 中国サービス グループ
〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティC 棟
電話: 03-6720-8341 / ファックス: 03-6720-8346
E-Mail: chinanews@tohmatu.co.jp

投資情報

ネガティブリスト制度の導入について

2015年10月19日、国務院が「市場参入ネガティブリスト制度の実行に関する意見」(国発[2015]55号 以下「意見」と表記)を公布しました。当該「意見」は、中国国内での新規投資・M&A等において、国内外投資を問わず市場参入ネガティブリスト制度を導入するに当たって、市場参入ネガティブリスト制定上の基本原則などを示したものです。

ネガティブリスト制度とは、投資家が市場参入するにあたり、参入禁止の分野・業種・業務、更に参入制限のある分野・業種・業務について網羅的にリストに列挙し公開することで、市場参入の可否や制限をリストに基づき事前に予測できるようにした制度です。一方でネガティブリストに掲載されていない分野・業種・業務については、事前の許可審査を受けることなく市場参入が認められます。投資家にとっては法令に禁止されていないことは行ってよい、行政部門にとっては法令で授權されないことは行ってはいけないという法治秩序に基づく投資環境を構築することを目標としています。これまでの中国投資関連法では、投資項目や投資資格に関して業界・業種ごとの法規法令が散在し、面倒な確認作業により投資家にとって多大なコスト負担が生じています。また、法規法令に関して地方政府・行政部門の自由裁量権があり、地方によって解釈が異なることが多く、市場参入における行政手続が不透明な状況も少なくありません。中国政府はこのような投資環境を改善し、国内外の投資を促進する目的でネガティブリスト制度を導入し、安定・安全・公平・明瞭・統一的な参入基準を構築し、行政部門の自由裁量という人為的な参入障壁をなくすことで、効率的な市場参入や公平な競争体制を実現することを期待しています。

変更点	ネガティブリスト導入前	ネガティブリスト導入後
投資分野の参入制限	「産業構造調整指導目録」、「政府が審査認可を行う投資プロジェクト目録」「外商投資産業指導目録」等の関連法規法令を確認する必要がある	「市場参入ネガティブリスト」のみに準拠する
投資プロジェクトの事前審査	必要	国家の安全、戦略的資源開発等の重要な公益性項目以外、政府による事前審査を行わない
コミットメント (信用ベースによる経営活動に対する宣誓)	参入前において特に要求されていないが、参入後は行政管理部門により企業信用情報の一部を公開する	参入前信用承諾書を管轄部門に提出

ネガティブリストの内容には禁止項目と制限項目との2種類が含まれます。禁止項目については、投資家による市場への参入が禁止され、地方政府が審査・許可などの関連手続を行ってはいけないとされています。一方で制限項目については、2つのケースが想定され、1つは規定の審査・許可手続に従い投資家が所定資料を提出し、行政部門が許可の可否を判断するケース、もう1つは参入条件を明示し、投資家が事前にその条件をクリアすることで自動的に参入が許可されるケースがあります。

また、「意見」には国内外の投資家を問わず統一的に依拠する「市場参入ネガティブリスト」と、外資のみが対象となる「外商投資ネガティブリスト」の2種類のネガティブリストがあります。現在、上海・天津・広東・福建の四つの自由貿易試験区等の指定地域において、先行して「市場参入ネガティブリスト」と「外商投資ネガティブリスト」の2種類を使用しています。具体的に外商投資の可否については、まず「市場参入ネガティブリスト」にかけてスクリーニングを行い、次に「外商投資ネガティブリスト」にかけてスクリーニングするという、二段階のチェックが必要となります。なおこれ以外の地域での外商投資に対しては、依然として「外商投資産業指導目録」に従う必要があります。

なお、今後の市場参入ネガティブリスト導入のタイムテーブルとしては、2015年12月1日から2017年12月31日までに国務院が指定する特定地区で「市場参入ネガティブリスト」の模索と試行を行い、2018年から統一的に全国展開する予定です。

税務情報

ハイテク企業に対する重点検査結果の公表 ～デロイト中国発行「Tax Analysis」～

科学技術部、財政部、国家税務総局は先頃、2014年に北京、遼寧、浙江、安徽、山東、湖北、陝西、深圳の8省市において実施したハイテク企業認定管理業務に係る重点検査の関連状況と処理意見について説明、通告した国科発火[2015]299号通達(以下「299号通達」)を公布した。重点検査の対象となった1723社の企業のうち、166社に問題が存在し、そのうちの42社はハイテク企業資格を取り消された。今回の検査で発覚した問題は、ハイテク企業資格の申請を予定している企業、およびハイテク企業向けの優遇政策の適用を現在受けている企業にとって、留意すべきものといえる。

背景

企業所得税法の規定により、ハイテク企業は15%の企業所得税税率の適用を受けられる。25%の法定税率に基づき企業所得税を納付する企業と比べて、ハイテク企業は税負担の面で明らかに優位性を持つ。近年、国家が科学技術イノベーションを奨励する政策を強化するにつれ、ハイテク企業にかかわる新たな租税優遇政策も打ち出され(例えば、従業員教育経費の損金算入限度額の引き上げ、技術者に与えられるストックオプションに対する個人所得税の分納等)、ハイテク企業資格の政策面での魅力が増している。

科学技術部、財政部、国家税務総局が2008年4月に公布した『ハイテク企業認定管理弁法』の規定によれば、居住者企業がハイテク企業資格を申請するためには、一定の条件を満たした上で、一連の認定手続を経なければならない。ハイテク企業資格の認定を受けるために満たすべき主な条件は次のとおりである。

- 企業がコアとなる自主知的財産権を保有していること
- 企業の製品またはサービスが『国家が重点的に支援するハイテク分野』に定める範囲に属すること
- 大学専科以上の学歴を有する科学技術者および研究開発者が当年度の従業員総数に占める割合が、ともに規定の要求に合致していること
- 研究開発費用の総額が売上高総額に占める割合が規定の要求に合致していること
- ハイテク製品またはサービスによる収入が当年度の収入総額に占める割合が規定の要求に合致していること

企業がハイテク企業資格の認定を受けた場合、有効期間が3年の資格証書の交付を受け、毎年、コンプライアンスのための義務を履行しなければならない(例えば、上述の各割合が規定の条件を満たすことを証明するために、年度ごとに資料を提出すること等)。また、企業に重大な安全、品質にかかわる事故が発生した場合、あるいは環境保護等の法規違反行為により処罰を受けた場合、ハイテク企業資格は取り消される。

検査の概況

科学技術部、財政部、国家税務総局は2013年1月に、ハイテク企業認定管理業務に対する検査を全国で実施する旨の通達を公布した。今回の検査は、自主検査と重点検査の二段階に分けて行われた。

第一段階の自主検査の結果に基づき、2014年3～5月に、科学技術部、財政部、国家税務総局によって組織された共同検査チームが、北京、遼寧、浙江、安徽、山東、湖北、陝西、深圳の8省市において重点検査を実施した。

今回公表された検査結果によれば、重点検査の対象となった1723社の企業のうち、約10%にあたる166社に問題が存在し、そのうちの42社がハイテク企業資格を取り消された。詳細は下表の通りである。

企業数	主な問題	処理意見
6	申請資料の虚偽記載	ハイテク企業資格を取り消し、関連の税額を追徴する
36	コアとなる自主知的財産権が失効 研究開発費用の総額が売上高総額に占める割合が規定の要求に合致していない ハイテク製品またはサービスによる収入の総額が当年度の収入総額に占める割合が規定の要求に合致していない 環境保護局から処罰を受けた…等	ハイテク企業資格を取り消し、引き続き租税優遇政策の適用を受けることはできない
124	申請資料に不備がある、あるいは関連の管理が適切でない。ただし、ハイテク企業資格には影響を与えない	改善を命じる

デロイトのコメント

ハイテク企業資格は租税優遇の面での実利が大きいいため、企業にとって魅力的なものであることは言うまでもない。ハイテク企業資格の認定条件を満たすために、自らのデータを不適切に偽る企業もあるが、そのことによって将来、問題が生じる可能性がある。申請資料の虚偽記載によってハイテク企業資格を得たと認定された場合、企業は当該資格を取り消されるだけでなく、減免された税額の追徴を受けるとともに、罰金や延滞利息を課され、さらに企業のイメージダウンにつながる可能性もある。

ハイテク企業資格の認定条件を実際に満たしている企業でも、ハイテク企業資格を一旦取得すれば、その後は安泰というわけではない。企業は資格を取得した後も引き続き、各種の指標が規定の要求に合致するようにし、コンプライアンスを維持しなければならない。法規違反によって処罰を受ければ、たとえ金額が大きくなっても、ハイテク企業資格を取り消され、租税優遇政策の適用を受けられなくなる可能性がある。さらに、認定申請時の虚偽情報の提供、あるいは脱税や税金詐取の発生、環境保護関連の法規違反行為等によりハイテク企業資格を取り消された企業は、その後5年間、再びハイテク企業資格を申請することはできなくなる。

ハイテク企業資格の厳しい認定条件は、企業における日常の管理、特に研究開発費用の集計や知的財産権の管理等に関して課題をもたらす。研究開発費用を例に挙げると、『ハイテク企業認定管理弁法』における“研究開発費用”の集計方法は、会計基準とも、企業所得税上の研究開発費用の追加控除政策とも異なるため、企業の費用計算やデータ

統計について、より細かい管理が求められる。今回の重点検査では、研究開発費用の割合が規定の要求に合致しない、あるいは研究開発費用の集計方法が適切でないという問題のある企業が 50 社近くに及んだ。

知的財産権の管理については、グループ内における経済的価値の低いマイナーな知的財産権をコアとなる自主知的財産権としてハイテク企業資格の認定を申請し、当該資格の認定を受けた企業が存在すると我々は理解している。しかしながら、それらの企業はグループ内において限定的な機能・リスクのみを担っている可能性が高い。その場合、それらの企業の移転価格分析においては、ハイテク企業資格の保有とグループ内における機能・リスクの位置付けとの間に矛盾が生じる可能性がある。今回の検査の要綱には、コアとなる自主知的財産権は“企業の主要製品(サービス)に対して、技術面でコアな支持的役割を發揮するものでなければならない”と明確に記載されている。この要求は、今後改正される新しい『ハイテク企業認定管理弁法』に反映される可能性がある。

政府の監督管理の観点から見ると、『ハイテク企業認定管理弁法』の公布以来、監督管理部門によるハイテク企業認定管理業務に対する検査は継続的に実施されている。国家監査署、財政部等の関係部門は既に 2009 年から、資格認定を受けたハイテク企業に対する検査を行い、コンプライアンス上の問題を開示してきた。特にここ数年、監督管理の経験が蓄積されるにつれ、ハイテク企業資格の認定が規定に従っているか否かは、各レベルの監督管理部門による日常的な検査の重点になりつつある。今回全国で実施された重点検査は、2008 年に『ハイテク企業認定管理弁法』が公布、施行されて以来、最も規模が大きく、対象企業の範囲も広い検査であると認識されている。

統計¹によれば、2015 年 8 月現在、直近 3 年間に於いてハイテク企業資格の打ち切り、取消しを受けた企業は計 170 社であり、2008～2012 年間の総数(計 11 社)を遥かに上回っている。ハイテク企業資格に関する検査の規模が大きくなり、常態化する傾向にあることがわかる。

政府部門による監督管理の強化に伴い、関連する企業は税務リスクに対する意識を高め、今回の検査およびその他のルートで開示されているハイテク企業資格の認定を受けられなかった事例、または資格を取り消された事例から、教訓を得る必要がある。企業は、以下のような対応策について検討することができる。

- ハイテク企業資格を申請するか否かをまだ決定していない企業については、グループ全体の知的財産権の管理およびバリューチェーンの観点から、グループの戦略上の必要性とハイテク企業資格の認定条件および管理の実務も踏まえ、ハイテク企業資格を申請することのビジネス上のメリットとデメリットおよび技術的な実行可能性を評価すること。
- ハイテク企業資格を申請する予定の企業については、申請手続を実施する前に、自らがハイテク企業資格の認定条件を実際に満たしているか否かを慎重に評価すること。条件を満たしていない場合、当該条件と現状との差異について分析し、今後、適切な調整を加えることによって認定条件を満たせる可能性があるか否かを確認すること。

¹ ハイテク企業認定管理業務ネット(www.innocom.gov.cn)で公告されている統計に基づく。

- ハイテク企業資格の認定条件を満たしており、既に申請手続を開始している企業については、作成した申請資料が企業の実際の状況を正確かつ十分に反映しているか否かに注意を払い、申請資料の不備によって申請がスムーズに進まない状況を避けること。また、企業は特に研究開発費用の集計とハイテク製品(サービス)による収入の計算等にかかわる内部管理システムが整備されているか否か、正確な関連データの収集と速やかな申告を助けるものとなっているか否かに留意する必要がある。
- 既にハイテク企業資格を取得した企業については、資格の取消しにつながる可能性のあるリスクをできるだけ早く識別し、速やかに適切な対応措置を講じられるようにするため、ハイテク企業の各種指標に関する内部的な早期警告システムを確立し、または健全化すること。同時に、過年度の関係資料をレビューし、将来の資格再審査に備えること。
- 関連する企業は、ハイテク企業資格の認定に関する法規と実務の動向に留意し、必要に応じて、関連の政府部門あるいは専門家に相談し、アドバイスとサポートを求めること。

税務情報

国家税務総局が企業所得税の優遇政策事項の処理弁法を公布

～デロイト中国発行「Tax Newsflash」～

国家税務総局は 2015 年 11 月 20 日に「企業所得税の優遇政策事項の処理弁法」(国家税務総局公告 2015 年第 76 号、以下「弁法」)を公布した。これは、居住者企業が企業所得税の優遇政策の適用を受ける際の届出(注:中国語では“备案”)の手続について明らかにしたものである。「弁法」の施行により、税務機関と企業双方の権限と責任の区分が明確になり、納税者は優遇政策の適用を受け易くなる。しかしながら、納税者は優遇政策の適用要件を満たしているか否かを自ら判断しなければならなくなるという点に留意する必要がある。もし判断に誤りがあれば、税額および滞納金の追徴を受ける可能性がある。「弁法」は 2015 年以降の年度の企業所得税の優遇政策事項の処理業務に適用される。

政策の背景

国务院の指示に従い、政府機能の転換、税務機関と企業の責任と権限の明確化、企業の負担の軽減という原則の下で、国家税務総局は多くの租税にかかわる審査認可事項を整理し、関連通達を公布して、企業所得税の優遇事項に対する審査認可をすべて取り消し、一律に届出管理方式によることを明らかにした。

「弁法」の要点

適用範囲: 「弁法」は居住者企業向けの各種の企業所得税の優遇政策に適用され、それらは「企業所得税の優遇事項の届出管理目録」にまとめられている。当該目録は国家税務総局が作成し、適宜更新する。2015 年版の目録には、免税収入、収入減額、損金追加控除、加速減価償却、所得の減免、課税所得控除、軽減税率、税額控除、民族自治地方における地方帰属部分の減免等を含む、合わせて 55 の優遇政策が列挙されている。

届出のプロセス: 租税優遇政策の適用要件を満たしているか否かを自ら判断することを前提として、企業所得税の優遇適用を受けようとする企業は、税務機関に「企業所得税優遇事項届出表」(以下「届出表」)を提出するほか、要求に従って関連の資料も添付し、届出手続を行わなければならない(注:半数以上の優遇政策は「届出表」のみを提出すればよく、小規模低利益企業の優遇および加速減価償却政策については「届出表」の提出も免除される)。企業が同時に複数の租税優遇の適用を受けようとする場合、あるいはある租税優遇についてプロジェクトごとに分けて計算する必要がある場合、それぞれについて届出を行わなければならない。企業は「届出表」およびその他の届出資料の真実性、合法性に対して法律責任を負う。

税務機関が届出を受理する際には、届出資料に対する形式審査を行うのみで、企業の届出資料の真実性の確認は行わない。「届出表」が規定の形式に合い、記載内容が整い、添付資料がそろっていれば、税務機関はその場で受理するか、あるいは電子届出情報を受け取ってから 2 営業日以内に届出を受理しなければならない。

届出の時期: 企業が期間減免税の適用を受ける場合、当該優遇の適用開始年度の確定申告までに届出を行わなければならない。減免税の適用期間において、届出内容に変更がなければ、再度届出手続を行う必要はない。

企業がその他の優遇政策の適用を受ける場合、年度ごとに確定申告までに届出手続を行わなければならない。

ごく一部の租税優遇は確定申告時にのみ適用できるが(例えば、追加控除政策等)、その他の大部分の租税優遇は仮申告時にも適用できる。ただし、企業が仮申告時にある租税優遇を適用していることに対して税務機関が疑問を持った場合、必要であれば、企業に対して事前に届出手続を行うよう求めることができる。

資料の保管: 優遇政策の適用を受ける企業は届出手続を行うほか、「弁法」の要求に従って一定の資料(調査に備えて保管すべき資料)を適切に保管しなければならない。税務機関は企業に対して、当該企業が優遇政策の適用要件を満たしていることを証明するために、それらの資料を期限までに提出するよう求めることができる。企業はそれらの資料の真実性、合法性に対しても法律責任を負う。

「企業所得税の優遇事項の届出管理目録」では、各優遇政策について、調査に備えて保管すべき資料を列挙している。一部の政策については、省レベルの税務機関がその他の資料を追加することもできる。

資料の保管期間は、優遇事項の適用を受けた後 10 年間であるが、税法の規定と会計処理に差異がある優遇事項については、当該優遇事項の有効期限満了後 10 年間とされている。

省を跨って経営する企業の届出: 省を跨って経営する一括納税企業の場合、一部の優遇政策に係る届出は分支機構が所在地で行う—このような優遇政策には主に、所得の減免、損金追加控除、区域性の租税優遇、専用設備投資の税額控除等が含まれる。その他の優遇政策は総機構が統一的に届出を行う。また、総機構は分支機構による優遇適用の届出状況をまとめて、そのリストを年度申告表と合わせて総機構の所轄税務機関に提出しなければならない。

適時に届出を行わなかった場合: 企業が既に企業所得税の優遇適用を受けたが、規定に従って届出を行っていない場合、企業がそのことに気づいた場合は、速やかに届出手続を行い、調査に備えて保管すべき資料も併せて提出しなければならない。また、税務機関が気づいた場合は、企業に対して、期限までに届出を行い、かつ調査に備えて保管すべき資料を提出するよう命じなければならない。

上述の状況において、税務機関による審査の結果、企業は優遇政策の適用要件を満たしていると認められた場合は、企業が規定に従って関連資料を提出しなかったという行為に対して処罰をしなければならない。審査の結果、企業は優遇政策の適用要件を満たしていないと認められた場合は、優遇適用を取り消し、税額を追徴するとともに、滞納金を課さなければならない。

「弁法」の実施時期: 「弁法」は 2015 年以降の年度の企業所得税の優遇政策事項の処理業務に適用される。ただし、企業がそれより前に既に審査認可、審査または届出手続を行った期間減免税については、改めて届出を行う必要はない。

デロイトのコメント

「弁法」は、企業所得税の優遇政策事項の管理方式をこれまでの事前認可方式から転換することを、文書の形で示したものだといえる。納税者は今後、従来よりも容易に、少しの簡易的な書類のみを提出すれば、企業所得税の優遇政策

の適用を受けられるようになる。また、「弁法」は目録の形で各優遇政策に係る届出資料および調査に備えて保管すべき資料を明確にしていることから、納税者が優遇政策の適用を受ける際の手引ともなる。

しかしながら、優遇政策事項の管理方式の転換により、納税者は優遇政策が適用できるか否かの判断に自ら責任を負うことになり、企業のコンプライアンス管理に対する要求も高くなる。新しい管理方式の下では、従来の事前認可方式と比べて、企業の不確定性も高まる。企業と税務機関の間で優遇政策の適用性に関する判断が異なるとしても、そのことが優遇政策の適用を受けようになつてからわかり、結果として企業は税額および滞納金を追徴される可能性がある。税務機関が事後管理に重きを置くようになるにつれ、企業にとっては、租税優遇政策に関する規定を正しく理解し、適用すること、税務機関が優遇政策の適用に疑問を持った場合に適切に対応し、優遇政策の適用要件を満たすことを証明するために適切な資料を提出できるようにしておくことがより重要になる。

「弁法」は 2015 年度から適用されるため、2015 年度に企業所得税の優遇政策の適用を受けることを予定している企業は、約半年の間(注:2015 年度の企業所得税の確定申告期限は 2016 年 5 月 31 日である)に「弁法」の要求に従って届出手続を行うことができるように準備を始め、調査に備えて保管すべき資料を収集、作成しておく必要がある。

関連通達:

[国家税務総局:「企業所得税の優遇政策事項の処理弁法」の発布に関する公告\(国家税務総局公告 2015 年第 76 号\)\(中国語原文\)](#)

[企業所得税の優遇事項の届出管理目録\(2015 年版\)\(中国語原文\)](#)

投資入門 Q&A

独資企業 VS 合弁企業

Q. 中国への進出を考えていますが、進出形態として独資企業と合弁企業のそれぞれのメリット・デメリットを教えてください。

第4回のテーマは独資企業と合弁企業です。

外資の対中直接投資の形態には、駐在員事務所、独資、合弁、合作の他、パートナーシップやベンチャーキャピタルなどがありますが、本稿では最もポピュラーな独資企業と合弁企業をテーマに考察したいと思います。

近年は独資による外商投資が主流となっていますが、開放当初は合弁企業のみが認められていました。1978年に改革開放政策が導入され、その翌年に「中外合資経営企業法」(以下、“中外合弁企業法”と表記)が施行されたことで、外資による合弁企業の設定が解禁されました(なお、合弁企業の第1号は、1980年に設立された中港合弁の北京航空食品有限公司です)。

合弁企業は、中国側出資者と外国側出資者(香港、マカオ、台湾を含む。以下同様。)が中外合弁企業法及びその実施条例、会社法等に基づき中国で設立した企業形態で、共同で出資・経営し、出資比率に応じて利益分配及び損失負担を行う有限責任会社です。合弁企業の外国側出資者の出資比率は25%を下回らないことが求められます(ただし、外国側投資者による既存国内企業の持分取得または増資の引受けにより事後的に外資が入った場合はこの限りではありません)。

一方、独資企業は1985年の外資企業法の施行により認められた企業形態であり、単独または複数の外国側出資者による出資が100%を占める有限責任会社です。近年、特にサービス業を中心に規制緩和が進んでおり、多くの業種において外商独資による進出が可能となっています。設立件数ベースで見ると、2013年、外国出資者による直接投資の8割近くが独資企業となっています。

さて、独資企業と合弁企業の典型的なメリット・デメリットは下表の通り表裏一体です。根本的な相違点は、設立された外商投資企業を外国側出資者が独力で経営するか、あるいは中国側出資者(以下、“合弁相手”と表記)と協力して経営するかという点にあります。なお、以下比較における独資企業は、近年の傾向を踏まえ、単独の外国側投資者により設立されたものであることを前提としています。

【表:外国側出資者から見た、典型的な進出形態別メリット・デメリット】

	メリット	デメリット
独資企業	<ul style="list-style-type: none">● リターンを全て享受できる● 単独で意思決定ができる● ノウハウ流出のリスクが低い● 合弁条件などの検討が不要	<ul style="list-style-type: none">● リスクは100%負担しなければならない● 販路開拓や対政府交渉などに合弁相手のコネクションを活用できない● 独資が規制されている業種には進出できない

合併企業	<ul style="list-style-type: none"> ● 合併相手とリスクを分担できる ● 販路開拓や対政府交渉などに合併相手のコネクションを利用できる ● 独資が規制されている業種にも進出の可能性はある 	<ul style="list-style-type: none"> ● リターンは合併相手と分配しなければならない ● 意思決定には合併相手の意向を考慮する必要がある ● ノウハウ流出リスクが高い
------	---	--

- リターンの享受(リスクの負担)について

独資企業では、中国投資によって得られた果実、すなわち独資企業が稼得した利益は、配当やキャピタルゲインという形で基本的に外国側出資者が享受できます。しかしながら合併企業では、持分割合に応じて配当を行うなど、持分の比率に応じてリターンを分け合う必要が生じます。また、配当そのものを行うか否かの意思決定においても合併相手の意向を考慮する必要があります。例えば、定款において配当可能利益はすべて配当する旨の規定がある場合には、外国側出資者の意思で内部に留保することも困難です。リスクもリターンと表裏一体であり、独資の場合は外資側出資者が負担することとなります。

- 意思決定の自由度

独資企業の場合は、機関設計上、外国側出資者により構成される株主総会が意思決定機関となります。株主が1人であれば、株主会を設置せず出資者のみで経営上の重要事項に関し外資側出資者の意向を反映した意思決定を行うことが可能です。合併企業の最高意思決定機関は董事会であり、董事会の構成員である董事が中外同数の場合や、外国側投資者が過半数を占めていたとしても、特に全会一致決議事項の決議に際しては合併相手の同意が必要です。

また、外資出資比率に制限がある業種の場合には、業績が悪化して撤退を検討する際に、まず合併相手の持分を買取り独資企業としたうえで解散を決議し清算に持込む、という方法は採れません。したがって、最後まで合併相手と協調しながら清算を進めるか、自社の持分を合併相手または第三者に売却して撤退するしかありません。

- 技術ノウハウ流出のリスク

技術ノウハウの流出は、多くの企業にとって大変重要な問題です。たとえ独資企業であっても、従業員による窃用や他企業による模倣などは十分に起こりうる問題ではあります。一方で、合併企業においては更に切実な問題に発展するリスクがあり、外資側投資者が独自の技術ノウハウをもって出資するまたは合併企業に対し技術指導などを実施する場合は、当該技術ノウハウが無断で転用されることのないよう十分な法的手当てを行う必要があると考えられます。

- 合併相手のコネクションの利用

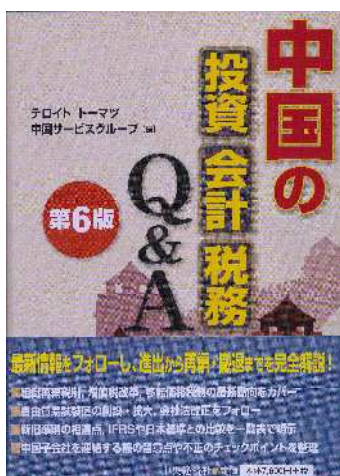
合併形態を採用する最大の魅力の1つに、合併相手のコネクションを利用できるという点があると思います。特に閉鎖的な販売チャネルしか存在しないような業種や、特殊な政府認可が必要な業種においては、すでにその分野において人的・資本的コネクションを有している合併相手と組んで事業展開することは大きなメリットと考えられます。

- その他:連結範囲の検討

連結については会計上の論点です。独資企業の場合、(企業グループの中で相応の規模を有しており、支配が一時的でないなど所定の要件を満たす場合には)通常は当該独資企業に対する支配が完全に及んでいると考えられ、子会社として親会社連結グループに含まれることとなります。しかしながら合併企業の場合には、仮に持分比率が50%以上であったとしても、当該合併企業の董事会で過半数を掌握していない場合や重要な意思決定が全会一致事項になっているなど、合併相手に重要な拒否権が存在する場合には、連結可能性の判断に際し実質的な支配がどちらにあるのかが論点となる可能性があるため注意が必要です。

なお、独資であっても、複数の外国側出資者が存在する場合は、当然ながら、それぞれの場面において当該出資者間の調整が必要となる点、合併企業と何ら変わるところはありません。同様に、連結についても自社の持分比率や支配状況をベースに検討する必要があります。

中国の投資 会計 税務 Q&A 《第6版》 発刊のお知らせ



ご好評を頂いている『中国の投資 会計 税務 Q&A』シリーズに、最新情報を盛り込んだ『中国の投資 会計 税務 Q&A《第6版》』を発刊いたしました。是非、貴社の中国ビジネスにお役立てください。

デロイト トーマツ 中国サービスグループ〔編〕

中央経済社 刊

B5判 全 896 頁／7,600 円(+税)

※送料無料で。但し、国外への発送は承っていませんのでご了承ください。

主な改正・重要事項

第1編 投資

会社法改正、外貨管理関連の規制緩和、自由貿易試験区の創設・拡大、クロスボーダー人民元取引、多国籍企業等グループ企業間のクロスボーダー・キャッシュ・マネジメントの最新動向、「出入国管理法」「外国人出入国管理条例」施行に伴うビザ関連の変更 等

第2編 会計

新中国企業会計準則の改訂内容を詳説、新旧中国企業会計準則の相違点、IFRS や日本基準との比較を充実、中国子会社を連結する際の留意点、よく見られる会計処理の誤りを詳説 等

第3編 税務

増値税改革、移転価格税制、組織再編税制のアップデート、賃金給与制度に含まれる福利性手当の損金算入条件の明確化、一般租税回避防止調査に関する新規定を詳説、国外関係者への費用支払に係る移転価格管理の強化 等

《購入申込書》

デロイト トーマツ合同会社 中国室 行

お申込み FAX ▶ 03-6720-8346
お問合せ TEL ▶ 03-6720-8341

『中国の投資・会計・税務（第6版）』を〔 〕冊 申し込みます。

お申し込み（お届け先）

貴社名：

部署名：

ご芳名：

ご住所：〒

電話番号：

メールアドレス：

執筆:有限責任監査法人トーマツ 中村 剛、上村 哲也 デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社 三好 高志
監修:デロイト トーマツ合同会社 三浦 智志、鄭 林根、小林 信虹、西村 美香 デロイト トーマツ税理士法人 大久保 恵美子
執筆協力:デロイト中国ほか

中国業務に関する主なお問合せ先

デロイト トーマツ合同会社

本部中国室

〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティC 棟
Tel: 03-6720-8341 / Fax:03-6720-8346
三浦 智志 / 伊集院 邦光 / 中村 剛 / 鄭 林根 / 江川 由美子 / 小林 信虹 / 西村 美香

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 3-13-5
名古屋ダイヤビルディング3号館
Tel:052-565-5511 / Fax:052-565-5548
前田 勝己

福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ
Tel:092-751-0931 / Fax:092-751-1035
只隈 洋一

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
TEL:03-6213-1180 FAX:03-6213-1085
福島 和宏 / 三好 高志

デロイト中国各拠点案内

上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 P.R.C.
Tel:+86-21-6141-8888 / Fax:+86-21-6335,0003
大久保 孝一 / 田嶋 大士 / 横山 真也 / 大穂 幸太 / 河原崎 研郎
大庭 隆啓 / 原 国太郎 / 板谷 圭一 / 片岡 伴維

大連事務所

Room 1503 Senmao Building
147 Zhongshan Road, Xigang Deistrict,Dalian, 116011 P.R.C.
Tel:+86-411-8371-2888 / Fax:+86-411-8360-3297
依藤 啓司

広州事務所

26/F, Yuexiu Financial Tower, 28 Pearl River East Road,
Guangzhou, 510623 P.R.C
Tel:+86-20-8396-9228 / Fax:+86-20-3888-1119
前川 邦夫

蘇州事務所

Suite908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,
Industrial Park, Suzhou, 215021 P.R.C
Tel:+86-512-6762-1238 / Fax:+86-512-6762-3338
滝川 裕介

ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road
Nangang District Harbin 150090, PRC
Tel:+86-451-8586-0060/ Fax: +86-451-8586-0056

成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC
Tel:+86 28 6210 2383/ Fax: +86 28 6210 2385

杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road
Hangzhou,310013, PRC
Tel:+86-571- 2811-1900 / Fax:+86-571-2811-1904

廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District
Xiamen, 361001, PRC
Tel:+86-592-2107-298 / Fax:+ 86-592-2107-259

マカオ事務所

19/F The Macau Square ,Apartment H-N
43-53A Av. do. Infante D. Henrique
Macau, PRC
Tel:+853-2871-2998 / Fax:+ 853-2871-3033

大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング
Tel:06-4560-6031 / Fax:06-4560-6039
上村 哲也 / 藤川 伸貴 / 谷口 直之 / 栗野 清仁

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel:03-6213-3800 / Fax:03-6213-3801
大久保 恵美子 / 安田 和子 / 酒井 晶子 / 川島 智之

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

〒100-0005 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel:03-5220-8600 / Fax:03-5220-8601
野村 修一 / 石黒 泰時

北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza,
1 East Chang An Avenue, Beijing, 100738 P.R.C.
Tel:+86-10-8520-7788 / Fax:+86-10-8518-1218
原井 武志 / 松原 寛 / 浦野 卓矢 / 北村 史郎 / 降矢 直人

天津事務所

30/F The Exchange North Tower No.1
189 Nanjing Road, Heping District, Tianjin,300051 P.R.C.
Tel:+86-22-2320-6688 / Fax:+86-22-2320-6699
濱中 愛 / 梨子本 暢貴

深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,
Shenzhen, 518010 P.R.C.
Tel:+86-755-8246-3255 / Fax:+86-755-8246-3222
大塚 武司

香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong
Tel:+852-2852-1600 / Fax:+852-2542-4597
アジア パシフィック クラスタリーダー 中川 正行
松山 明広 / 小川 康弘 / 福田 素裕

済南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza,150 Luo Yuan Street,
Jinan 250011, PRC
Tel:+86-531-8518-1058/ Fax:+ 86-531-8518-1068

重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing
38 Qing Nian Road ,Yu Zhong District ,Chongqing 400010 P.R.C
Tel:+86-23-6310- 6206/ Fax:+ 86-23-6310-6170

南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC
Tel:+ 86-25-5790 -8880/ Fax:+86-25-8691-8776

武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC
Tel:+ 86-27-8526-6618/ Fax:+86-27-8526-7032

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人およびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited